

阿賀町まなびの森交流館「緑泉寮」

2026年度 生活の手引き



緑 泉 寮

RYOKU SEN RYO

阿賀町

阿賀町教育委員会

特定非営利活動法人かわみなど

本寮は、「阿賀町まなびの森交流館設置及び管理に関する条例」及び「阿賀町まなびの森交流館設置及び管理に関する条例施行規則」に基づき設置、管理され、寮則及びこの阿賀町まなびの森交流館「緑泉寮」生活の手引きに従い運営されます。

はじめに

新潟県立阿賀黎明高等学校と阿賀町教育委員会は、高校の存続と高校を核とした地域の魅力化・活性化のため、平成28年から阿賀黎明高校魅力化プロジェクトに取り組んでいます。

緑泉寮はその一環として、町外・県外から阿賀黎明高校に進学する教育留学生の生活を支援するため、令和3年4月に開設されました。現在「特定非営利活動法人かわみなど」がその管理運営を行っています。

緑泉寮での暮らしはただの「寮生活」ではありません。ここでは自分自身の成長を実感しながら、仲間とともに新しい経験を積み重ねていくことができます。

大切なのは「自分の人生の主役は自分だ」という意識を持つことです。最初は不安や戸惑いもあるかもしれませんが、でも受け身ではなく、自ら考え行動することで、新しい発見や成長のチャンスが広がります。

緑泉寮での生活を通じ、阿賀町の豊かな自然、歴史や文化、そして多様な人々との出会いがあります。そうした環境の中で、ぜひ自分なりの気づきを大切に、一步一步前に進んでください。私たちは、皆さんが安心して生活できるようサポートしながら、自分で考え、行動する力を育めるよう見守っていきます。

ここでの3年間の経験が、皆さんの未来を切り拓く大きな力になることを願っています。緑泉寮での新しい日々を、一緒に楽しみましょう！

特定非営利活動法人かわみなど 代表理事 田実智幸

目次

- ・ 1 入寮時の準備
- ・ 2 寮の施設
- ・ 3 貸与及び共同利用物品・設備
- ・ 4 寮内持ち込み不可物品
- ・ 5 1日の流れ
- ・ 6 寮内施設、設備等の利用について
- ・ 7 生活ルール
- ・ 8 登下校及び遅刻・欠席・早退
- ・ 9 学習について
- ・ 10 緑泉寮のつくりかたミーティング（通称：暮らし会議）
- ・ 11 課外活動等の送迎
- ・ 12 保険
- ・ 13 帰省・外泊等
- ・ 14 閉寮期間
- ・ 15 各種連絡方法
- ・ 16 保護者の方にお願ひしたいこと
- ・ 17 体調不良時の対応
- ・ 18 寮費減免申請・退寮
- ・ 19 ワクチン接種
- ・ 20 その他

1 入寮時の準備

1) 提出書類（3月28日までに郵送により提出）

- 入寮申込書
- 誓約書
- 写真撮影許可書
- 阿賀町教育留学生下宿等費補助金交付申請書
- 教育留学生下宿等費補助金代理請求及び受領者届出書

【提出先】〒959-4409 新潟県東蒲原郡阿賀町京ノ瀬4851

「緑泉寮」特定非営利活動法人かわみなど ハウスマスター 宛

2) 準備物品等

- 教材・文具（教科書、副教材、辞書、ノート、筆記用具など）
- 衣類（制服、体操服、普段着、寝間着、寮内外での防寒着、下着類など）
- 履物等（通学靴、学校内上履き、寮内用スリッパ、長靴、防寒靴など）
- 健康保険証・マイナンバーカード・お薬手帳・体温計
- 寝具（敷布団・掛け布団・枕・毛布・防水シーツなど）
- 入浴・洗面用具（シャンプー、タオル、歯磨きセットなど）
- 洗濯用品（★洗濯かご・洗濯ネット、物干し台など）
- 日用品（雨具、ハンガー、ごみ箱、ティッシュなど）
- 調理・製菓用具（エプロン・三角巾など）※

※ 寮生主体の「寮生ごはんの日」や、製菓・調理活動を行うことがあるため、調理やお菓子作りが好きな生徒は用意があると便利。（必須ではない）

3) 入寮時面談

- 3月末の入寮前に対面またはオンライン（zoom）で行います。
- 保護者の方、寮生本人、ハウスマスターの三者で、寮内ルールや寮生活を送る上での注意事項の確認を行います。
- また保護者の方とハウスマスターの二者で、寮生本人についてお伺いしたり、寮へのご質問などお受けします。

4) 入寮についての留意点

- 4月1日～4月4日の間に、まなびの森交流館に転居していただきます。
- 寮生は住民票の異動が必要となります。現在の住所の窓口で転出証明書を申請し、転出証明書と保険証（生徒のもの）を阿賀町役場に持参し、転入手続きを行ってください。

※転出申請から転入手続きまでの期間は14日以内です

※転入先の住所

〒959-4409 新潟県東蒲原郡阿賀町京ノ瀬4851 阿賀町まなびの森交流館

2 寮の施設

- 前提
寮の施設及び設備は阿賀町の所有施設である。
今後も使用する施設なので、細心の注意を払って暮らし、綺麗に保ちましょう。
- 共用部
 - 食堂（1階）
 - 温泉（別館）
 - 談話スペース（1階）
- 男子フロア（1階）
 - 居室 2人部屋 8室（その他体調不良時等の個室1部屋）
 - シャワー室（1階）
 - トイレ（1階）
 - 洗濯室（1階）
- 女子フロア
 - 居室 2人部屋 6室（その他体調不良時等の個室1部屋）
 - シャワー室（2階）
 - トイレ（2階）
 - 洗濯室（2階）

3 貸与及び共同利用物品・設備

場所	品名
居室内	シングルベッド、マットレス、学習机兼本棚、椅子、照明器具、エアコン、カーテン
食堂及び 談話スペース	冷凍冷蔵庫、IHコンロ、オーブンレンジ、トースター、調理器具、コーヒーメーカー、電気ポット、ホットプレート、テレビ、食器、ごみ箱、各種調味料、お茶など

その他 共有スペース	洗濯機、乾燥機、洗剤、柔軟剤、ドライヤー、掃除機、掃除用具(フロアワイパー、ほうき等)、アイロン、アイロン台、ミシン、布団乾燥機、卓球台、Wi-Fi設備(館内全域)
---------------	--

4 寮内持ち込み不可物品

対象物品	理由
1. 上記「3 貸与及び共同利用物品・設備」に記載のもの	1. 寮において安全管理および使用管理を行っている物品であり、同種の私物を持ち込むと管理が行き届かなくなるため、持ち込みを不可とする。
2. ライター、コンロ、刃物などの危険物および火気類	2. 火災やけがなどの事故を防止するため、持ち込みを不可とする。
3. 熱源となる家電・器具	3. 熱源となる家電・器具 火災の危険性があること、ならびに寮全体の電気容量に支障をきたすおそれがあるため、持ち込みを不可とする。 ※ドライヤーおよびヘアアイロンは、洗面台などの共有スペースで使用する場合に限り、持ち込みを可とする。
4. 貴重品、高額な金品	4. 紛失や盗難等のトラブルを防止するため、原則として持ち込みを不可とする。 ※学びに繋がる物であると施設管理者が

5. 電気毛布・電気カーペット	判断した場合は、持ち込みを許可することがある。その場合、私物は自己管理とする。 5. 長時間使用による火災の危険性が高く、また電気使用量が多いため、持ち込みを不可とする。
-----------------	--

5 1日の流れ

時 間	平 日	休 日
5:00～	外出可(宿直またはHM声掛け)	
	食堂は自習スペースとして利用可	
	洗濯・乾燥機、シャワー室、談話スペース使用可能	
6:00～7:30	温泉利用可能(休館日以外)	
7:00～	点呼	
7:00～8:00	朝食	
8:00	スクールバス寮発	
～8:00	バス以外の寮生も登校	
7:00～8:45		朝食
10:00～	温泉営業開始(休館日以外)	
12:00～14:00		昼食 / 点呼
15:00		買い出し
16:30	スクールバス 広谷屋前発	

17:00～	休館日：温泉利用可能	
18:00～20:00	夕食	
～20:00	温泉営業終了	部屋掃除（土日）
19 :50～20:10	温泉利用不可（閉館準備のため）	
20:00～20:30	点呼	
20:00～20:45	緑泉寮のつくりかたミーティ ング(定期)	
20:10 ～	温泉利用可能(寮生と宿泊客のみ)	
20:45～21:00	寮内清掃（定期）	
21:00	門限	
22:00	温泉 使用終了※	
22:30	空き部屋、シャワー室、洗濯機・乾燥機 使用終了※	
23:00	消灯（P21【消灯】参照）※2階に上がる扉が施錠される	

6 寮内施設、設備等の利用について

1) 共通事項

- 設備や備品等の汚損や破損、故障等不具合が生じた場合、寮生は速やかにハウスマスターに報告すること。
- 汚損、破損が確認され、その原因が寮生の使用方法等に起因する場合は、修繕にかかる費用を弁償してもらう場合がある。

2) 居室

- 使用上のルール
 - ベッドのマットレスには必ず防ダニ、防水仕様のマットまたはシーツなどをつけて、直接マットレスに触れない、マットレスが汚れないようにしてから利用すること。
 - ドライヤー、ヘアアイロン、ストーブ、コンロなど火や熱を発するものは使用できない。（電気毛布・カーペット系）

- 居室に匂いが残るのを防ぐため、持ち込む物は無臭のものに限る。香りのある製品を使用する場合には、周囲の人にも配慮しながら、適正使用量を守り、必要以上に使用しないようにする。
- 飲料の持ち込みは許可する。ただし、蓋つきのものでこぼれないようにすること。
- 居室の衛生状態を保つため、喫食は禁止する。
- 他寮生の居室には入らない、入らせないこと。
 - ※扉より先は居室とみなす。別部屋の寮生同士で話をしたい場合は居室を使わず、食堂や共有スペースを使用する。
- スマートフォンやタブレット等の持ち込みは可能。但し、イヤホンを使用するなど同居者の迷惑とならないよう留意すること。
- 週末は部屋掃除を行い、終えたらハウスマスターがチェックする。
 - なお、下記の項目についてチェックを行う。
 - 床に物が散乱していない状態になっていること
 - カビやにおいのもとになる食べ物やペットボトル等が捨ててあること
 - 同室の寮生のスペースに私物が置かれていないこと
 - 自室にある寮の物品を、同室または他居室に移動させることも禁止とする。

○ 部屋替え

- 他寮生とのコミュニケーション促進、部屋の衛生管理、部屋の汚損破損状況の確認などを目的に、定期テスト後に行う。
- 原則は他学年と同室だが、一学期中間テスト後の部屋替えから、希望すれば受験生同士の同室を可能とする。
- 部屋は男女にわかれて寮生同士で決める。決めた際に、同室同士で部屋での過ごし方について相談の時間を設ける。

3) 食堂

○ 食堂利用に関するルール

- 朝5:00～7:00の間は自習スペースとする。利用する場合は静かに過ごすこと。

- 冷蔵庫に私物を入れる際は名前を書いてから入れ、賞味期限・消費期限を切らさないよう各自管理する。
- 次の物は寮が用意し、共有で飲食可。
 - 共用調味料（寮生間で相談して内容を決める）
 - 冷凍ごはん
 - 牛乳
 - お茶（麦茶）
 - お水（ウォータージャグ）
 - お湯（電気ポット）
 - その他ハウスマスターから許可連絡があったもの

4) 温泉（別館）

日帰り入浴施設であり一般客もいることから、マナーを守って利用すること。

○ 設備・備品類

- 浴室
 - リンスインシャンプー
 - ボディソープ
- 脱衣所
 - エアコン
 - 扇風機
 - ドライヤー2台
 - 体重計1台
 - 洋式トイレ1台
- 利用可能時間

	利用可能時間
営業日	6:00 ～7:30、10:00 ～ 19:50、20:10 ～ 22:00
休館日 (水曜日)	17:00 ～ 19:50、20:10 ～ 22:00

※利用時間内に寮に戻ることに (7:30、20:00、22:00)

※22:00(課外活動等は22:30)寮と温泉をつなぐ通路扉は施錠

※営業日19:50～20:10および休館日の17:00までは掃除のため使用禁止

- 温泉の利用時間、休館日は変更となる場合がある。その場合はハウスマスターからの連絡に留意すること。
 - 課外活動等で22:00までの入浴が難しい場合、ハウスマスターへ申告した上で22:30までの利用を可能とする。
- 利用マナー
- スマートフォンの持ち込みは可とするが、脱衣所・浴室での使用は禁止する。
 - 桶や椅子、マットなどの備品は使った後、元の場所に戻すこと。
 - 聞いていて不快になるような大きさの声で騒がないこと。
 - 脱衣所を濡らさないようにし、濡れたら雑巾で拭いてから出ること。
 - ドライヤー使用後は、落ちている髪の毛を掃除してから出ること。
 - 営業時間外でも宿泊の方が利用していることがあるのでマナーを守ること。

5) シャワー室

男子用女子用それぞれ1階及び2階に各1室、計2室設置。

- 使用可能時間
 - 使用可能時間は毎年寮生で相談して決定すること。
- 使用上のルール
 - 使用後は換気扇を回し、給湯器の電源を切ること。
 - 使用後は排水口のゴミを取ること。
 - 学校の出席停止となる感染症に感染した者や感染が疑われる者は温泉利用ができないため、寮内シャワーを対象者専用とする場合がある。

6) トイレ

- 設備

- 男子
 - 食堂前トイレ(小便器3台、洋式便器2台)
 - 温泉側トイレ(洋式便器3台)
- 女子
 - 食堂前トイレ(洋式便器2台)
 - 2階トイレ(洋式便器4台)
- 備品
 - ハンドドライヤー
 - ごみ箱
 - トイレットペーパー
 - 汚物入れ(女子トイレのみ)
- 使用上のマナー
 - 汚した場合は都度、備え付けのブラシやシートを使って掃除すること。
 - 使用後はスリッパを揃えること。

7) 談話スペース

1階廊下の突き当たりのスペースのこと。談話、自習、飲食、調理などに使用可能。

- 設備・備品類
 - 冷蔵庫 1台
 - IHコンロ 2口
 - オープンレンジ
 - シンク
 - エアコン
 - 空気清浄機
 - ソファ
 - ダイニングテーブル
 - 椅子
 - ローテーブル
 - ホワイトボード

- 調理器具各種
- 食器類
- 食器洗淨道具等
- 使用上のルール
 - 使用可能時間は毎年寮生で相談して決定すること。
 - 調理する際の食材、調味料は各自で準備すること。
 - 調理する際は談話スペース用の食器と調理器具を使用すること。
 - 談話スペースにない調理器具は寮厨房から借りることも可能。
ただし、寮厨房の調理中は不可
借りる期限は21:00とする
刃物類はハウスマスターに声をかけ21:00までに返すこと
 - 使用したものは各自洗って食器かごに入れ、乾いたら片づけること。
 - 使用後は、掃除、整理、整頓すること。特にテーブルとIHコンロ、および調理台は 使用後テーブル拭きシートで掃除すること。
 - 冷蔵庫に私物を入れてもよいが、記名した上で賞味期限、消費期限を守ること。

8) 男女談話スペース

9) 洗濯室

- 設備
 - 男子
 - 1階 食堂側：洗濯機2台、乾燥機2台
 - 1階 温泉側：洗濯機4台、乾燥機2台
 - 女子
 - 2階 洗濯機5台
 - 2階 乾燥機4台
- 備品
 - 洗剤、柔軟剤
- 使用上のルール

- 使用可能時間は毎年寮生で相談して決定すること。
- 洗濯機及び乾燥機の同時使用は1台に限る。
- 洗濯洗剤と柔軟剤は原則寮が準備したものを使用する。不都合がある場合は寮生同士で相談すること。
- 漂白剤を使用したい場合は持参すること。
- 洗濯機および乾燥機は利用後にすぐに洗濯物を回収すること。
- 洗剤や柔軟剤はフタで量を調整し、入れすぎないこと。
- 中身がなくなったら詰め替えパックから詰め替えること。

10) 空き部屋

体調不良時や感染が危惧される疾病の場合に使用する個室を男女各1部屋設置。生徒が入室していない部屋も含め、施錠管理し、必要により使用する場合があります。

- 設備
 - 男子：1階厨房裏 部屋名称「松」
 - 女子：2階 部屋名称「竹」
- 使用上のルール（体調不良時）
 - 居室の使用上のルールに準ずる。
 - 布団は各自が自身の居室のものを運び、使用する。
 - 体調が回復したら速やかに自室に戻る。
- 使用上のルール（体調不良等以外の私的利用）
 - 使用可能時間は9:00から22:30までとする。
 - 保護者との通話や、オンライン講座・オンラインイベント等でビデオ通話を行う際、同室の寮生がいる空間で行うことが難しい場合は、使用を許可する。
 - 寮生とハウスマスターとの相談、または寮生同士の相談において、共用部で行うことが適さないと判断された場合は、使用を許可する。
 - 使用を希望する場合は、事前に事務所前の所定の用紙に、使用目的、使用開始時間、終了予定時間、および使用者の名前を記入すること。使用の許可はハウスマスターが行う。

- ハウスマスターが退勤後の21:00～22:30まで使用する場合は、使用終了後に宿直へ申告し、施錠を依頼すること。

11) 共用部の確認事項

居室以外の廊下、玄関、自転車置き場等は、すべて共用の施設・設備とし、以下「共用部」と呼ぶ。

共用部の使用にあたっては、各施設・設備ごとに定められた使用時間および使用上のルールを厳守すること。

なお、使用時間の定めがない共用部については、消灯時間に準ずるものとする。

○ 使用上の注意

- 私物を共用部に放置しないこと。
- ゴミは分別して所定のゴミ箱に捨て、清潔保持に努めること。
- 空のペットボトルは水ですすいだ後、ラベルとキャップは燃えるゴミ、本体はペットボトル用のごみ箱に捨てること。
- 缶、瓶についても、水ですすいだ後、それぞれ指定のゴミ箱に捨てること。
- 机や床などに食べこぼした場合は、気付いた時点ですぐに各自で掃除すること。
- 掃除は寮生が行う。掃除時間は毎年寮生で相談して決定すること。
 - 毎月の掃除シフトに従い、担当場所を掃除マニュアルに基づいて行うこと。
 - 掃除終了後は、チェックシートに記入すること。
 - やむを得ない理由により所定の時間に掃除が難しい場合は、事前または事後に掃除を行うこと。

7 生活ルール

1) 起床

- 寮では起床時間を定めていない。登校時間までに、各自が責任を持って身支度を整えること。
- 体調不良を感じた場合は、速やかにハウスマスターに申し出ること。なお、申し出がない場合であっても、ハウスマスターの判断により、検温等の健康確認を行うことがある。

2) 食事

閉寮期間を除き、土日祝日を含む毎日3食を提供する。

- 寮での食事に関するルール

■ 食事提供時間

	平日	休日
朝食	7:00～8:00	7:00～8:45
昼食	町内飲食店の配達弁当	12:00～14:00
夕食	18:00～20:00	

- 喫食は決められた時間内であれば各自自由とする。
- 欠席者分の朝食については、点呼時に喫食の有無を確認し、ハウスマスターが取り置きし、8:00以降に喫食する。
- 衛生管理の観点から、原則として提供時間内に喫食すること。
 - 提供時間後に喫食をする場合は、10℃～65℃の危険温度帯を避けるため、必ずラップをして冷蔵庫で保管すること。
 - 提供時間を過ぎて帰寮する場合は、提供開始時間までにハウスマスターへ連絡すること。ハウスマスターがラップをして冷蔵庫に保管する。
- 提供時間外に喫食する際は、電子レンジを使用し、十分に温めてから喫食すること。
- 食後は使用した食器類を各自で洗うこと。

- 衛生管理の観点から、調理スタッフが調理中は厨房への立ち入りを禁じる。
- ウォーマー等の備品は、提供時間終了時に片付ける。
- 月に1回程度、寮生が食事を作る日を設ける。
- 食数管理のため、欠食する場合は、2日前の20:00までに食数確認表へ記入すること。
- 町内飲食店による学校への配達弁当
 - 11:30に、所定の場所へ町内飲食店から弁当が配達される。
 - 夏季：事務室
 - 冬季：1階会議室
 - 寮生は、4限終了後に所定の場所へ弁当を取りに行くこと。
 - 欠席者分については、ハウスマスターが弁当を取りに行き、12:00頃から寮内で喫食する。
 - 弁当の空容器は各自で適切に処分すること。
 - 弁当が不要な場合は、前日の8:00までにハウスマスターに申し出ること。
- 休日に寮外で食事が必要な場合
 - 教育活動に限り提供するものとする
 - 私的な理由による場合は、提供しない
 - 提供方法の検討および準備のため、前日の8:00までに目的と食事をとる場所をハウスマスターに伝えること。
 - 食事場所が阿賀町内の場合：原則として、町内の飲食店へハウスマスターが弁当を注文し、配達してもらう。
 - 食事場所が阿賀町外または配達が困難な場合：弁当代として寮から600円を支給し、各自で購入するものとする。
- 早朝食（7:00以前の朝食）について
 - 教育活動に限り提供するものとする
 - 私的な理由による場合は、提供しない
 - 教育活動に参加する場合で、所定の時間に朝食を摂ることができない場合は、前日8:00までにハウスマスターに申告すること。
 - 7:00以前に寮を出発する場合は、前日夕方までにハウスマスターから500円を受け取り、各自で調達するものとする。

- 教育活動とは
 - 部活動
 - 受験および学校で行われる模試
 - ボランティア等の地域貢献活動

3) 点呼

寮生の在寮確認および体調確認のため、朝・夜の2回、点呼を実施する。

- 時間について
 - 平日朝：7:00～7:30
 - 休日朝：7:00～14:00
 - 夜：20:00～20:30
- 寮生は、定められた時間内に食堂へ行き、ハウスマスターから体調確認を受けること。
- 体調がすぐれない場合は、速やかにハウスマスターへ申し出ること。
- 20:00時点で黎明学舎（公営塾）での学習や、課外活動などにより寮に不在となる場合は、事前にハウスマスターへ連絡し、帰寮後も必ず報告すること。

4) 外出可能時間と門限

- 外出可能時間
 - 外出可能時間は5:00～21:00とする。
 - 外出する際は、帰寮日時および行き先をハウスマスターまたは日直・宿直に伝えること。
 - 帰寮が点呼(20:30)より遅くなる場合には、事前にハウスマスターへ連絡し、門限である21:00までに帰寮すること。
 - 5:00～5:30の間に外出する場合は、前日20:00までにハウスマスターへ申告し、当日は宿直に声を掛けてから外出すること。
- 門限
 - 門限は21:00とする。

- 教育活動に限り、最大22:00までの帰寮を許可する。
- 21:00を超える場合は、事前に目的、帰寮時間、送迎の可否をハウスマスターに申告すること。帰寮後は、速やかに宿直に申告すること。
※送迎が必要な場合は、P22「送迎」欄を参照のうえ申請すること。
- 教育活動の範囲は以下のとおりとする。
 - 部活動
 - 受験および学校で行われる模試

5) 消灯時間

寮生自身の健康管理および、同室や周囲の寮生の睡眠を妨げないため、以下のとおり消灯すること。

- 消灯ルール
 - 消灯時間は23:00とする。就寝支度を終わらせ、部屋の電気を消すこと。
 - 23:00以降、トイレや緊急時のやむを得ない場合は部屋から出てもよいが、同室生や周囲の部屋の迷惑にならないよう静かに行動すること。
 - 23:00～翌朝5:00まで、寮内Wi-Fiの電源は停止する。

8 登下校及び遅刻・欠席・早退

1) 登下校

- 基本ルール
 - 原則スクールバスを利用して登下校すること。
 - 自転車または徒歩での登下校も可能とする。
- バスでの登下校について
 - 登校
 - 8:00に寮玄関前からスクールバスが出発する。
 - 7:55までに玄関前で待機していること。

※時間厳守とし、出発後の対応は行わない。

- 下校
 - 高校から徒歩約3分の「広谷屋前」バス停から乗車する。
 - バスの出発時刻は16:30出発
 - 詳細な時刻については小中学校のバス運行表を参照すること。
- その他
 - バス乗車時は、運転手、同乗する小学生に挨拶をすること。
 - バス運休日は、寮にて代替の送迎を行う。
- 自転車または徒歩での登下校について
 - 校則および県の交通ルールを遵守すること。
 - 使用する際は、事前に必ず学校へ届け出を行うこと。
 - 登校時は8:00までに寮を出発すること。
 - 原動機付自転車での登下校は認めない。
※別添資料①「寮生の原動機付自転車利用のルール」参照
- 下校時のハウスマスターの送迎について
利用を希望する場合は、必ず指定の時間までに【送迎用】グループLINEへ申請すること
 - 17:30便
 - 対象
 - (a) 黎明学舎を利用する者
 - (b) 部活等でバスに乗れなかった者など
 - 申請締切
17:15まで
 - 19:10便 ※緑泉寮のつくりかたミーティングがない日のみ
 - 対象
 - (a) 黎明学舎を利用する者
 - (b) 部活等でバスに乗れなかった者など
 - 申請締切 18:45まで
 - 19:45便 ※緑泉寮のつくりかたミーティングのある日のみ
 - 対象
 - (a) 黎明学舎を利用する者
 - 申請締切
19:30まで
 - 20:30便 ※緑泉寮のつくりかたミーティングがない日のみ
 - 対象
 - (a) 黎明学舎を閉館時間まで利用した者
 - 申請締切
20:15まで

遅刻・欠席・早退

- 遅刻、欠席の連絡手順
 - 寮生本人が、体調などの伝わりやすい手段(電話など)で保護者に連絡し、遅刻・欠席の相談・決定をする。
 - 決定した内容を、「家庭×ハウスマスター」のグループLINEにて共有する。
 - 8:00～8:20の間に保護者が学校に連絡をする。
 - 8:20以降は職員会議や朝のホームルームが始まるため。
 - 8:00～8:20の時間帯に担任が不在の場合は事務員に伝言を依頼するか、折り返しの連絡をしてもらう。
 - 学校への連絡は原則として保護者が行き、ハウスマスターからは行わない。
 - 保護者は「家庭×ハウスマスター」のグループLINEにて学校へ連絡した旨をハウスマスターへ連絡する。
 - 医療機関の受診については、原則として寮生本人と保護者が相談して決定すること。
- 遅刻について
 - 体調不良のほか、バスに乗り遅れた場合や出発時間(8:00)に遅れる場合も、必ず寮生本人から保護者へ遅刻連絡をしてから登校する。
 - ハウスマスターの送迎で登校する場合、出発は11:30となる。
 - 11:30より前、または後に出発したい場合は、徒歩など自力で登校する。
- 早退の連絡手順
 - 学校の養護教諭と寮生本人で相談して判断する。
 - 学校から保護者へ、早退する旨や寮生の様子等の電話連絡が入る。
 - 保護者からハウスマスターへ、電話またはLINEで早退の連絡をする。
 - 送迎が必要な場合は寮のスタッフが対応する。
 - 学校から保護者の方へ連絡がつかなかった場合、直接学校からハウスマスターに連絡が入る。
 - 寮スタッフの送迎により帰寮後、ハウスマスターから保護者に帰寮の連絡をする。

9 学習について

1) 寮内での学習

- 寮では学習時間を設けない。各自、消灯まで計画的に行うこと。

- 5:00から6:45は食堂を自習スペースとする。利用する場合は静かに過ごすこと。

10 緑泉寮のつくりかたミーティング(通称：くらし会議)

1) 目的

- 一緒に暮らす相手の話を聞き、一緒に考え、相手を知る。
- 寮の暮らしの中での悩みや不満を共有する。
- 守られていないルールがあれば、どうしたら守れるか、又はルールの改正が必要か考える。
- 暮らしをより良くするため、新しく必要なルールがあればつくる。
- 寮生によるイベントなどの企画・実践の場としても良い。

2) 実施方法

- 寮生活の改善を図ることを目的に毎週1回程度、定期的に行う。
- 時間は20:00から20:45を目安とする。
- 寮生から提案があった場合やハウスマスターが必要と判断した場合、臨時で開催する場合がある。
- 司会進行等、運営は寮生が行う。
- 参加が難しい場合、寮生から欠席する旨を寮生全体に伝える。
- 実施頻度および運営方法については、毎年度の寮生で話し合いのうえ決定するものとする。

3) 実行委員会について

- 緑泉寮のつくりかたミーティングの実行委員会を置く。
- 構成メンバー
 - 寮生の中から希望制で構成する。
 - 任期：1学期
- 会議の円滑な進行を図ることを目的に週1回程度、定期的に行う。
- 時間は20:00から20:30を目安とする。

1 1 課外活動等の送迎

1) 定期便

- 買い物支援
 - 休日15:00発、津川地域への買い物定期便を運行する。
 - 車両及び運転は、ハウスマスターほか寮運営スタッフが行う。
 - 行先は、スーパー、薬局、ホームセンター、コンビニエンスストア、金融機関等を基本とするが、乗車希望者で相談して決定する。

2) 臨時便

- ルール
 - 前日20:00までに下記項目を送迎ホワイトボードに書いて申請する。
 - (1) 日付
 - (2) 申請者
 - (3) 目的地
 - (4) 出発時間
 - (5) 迎え時間（わかる範囲で）
 - 送迎可能時間は原則7:00～21:00とする。
※7:00前の送迎は15日前の申請とする
 - 期限までの申請がなかった場合や出発時間に遅れた場合は送迎を行わない。
 - ハウスマスターの業務の都合上、希望通りに送迎できない場合がある。
 - 申請が重なった場合、前日の20:15までに送迎を希望する寮生同士で送迎経路や時間の相談をする。
 - 原則、教育活動を優先させる。
 - 帰寮時間は門限を厳守する。
 - 電車利用の場合、送迎は津川駅まで
- 教育活動
 - 部活動
 - 受験および学校で行われる模試

1 2 保険

1) NPO法人かわみなど（寮スタッフ）の送迎時

登下校や寮にかかわるイベントの移動の際は、ハウスマスターおよびNPO法人かわみなど（寮スタッフ）の車で送迎を行う。万が一事故に遭ってしまった場合、同乗者にも保険が適用される。

- 保険内容（ハウスマスターの車）
 - 保険会社：損害保険ジャパン株式会社
 - 保険名：自動車保険
 - 保障内容：死亡3000万円 入通院10万円
- 保険内容（かわみなどの社用車）
 - 保険会社：東京海上日動火災保険株式会社
 - 保険名：自動車保険
 - 保障内容：死亡3000万円 入通院10万円

2) 寮イベントでの送迎

NPO法人かわみなどが主催するイベントについては、イベント開催場所との往復及びイベント中に起きた事故等に保険が適用される。

- 保険内容
 - 保険会社：東京海上日動火災保険株式会社
 - 保険名：傷害保険
 - 保障内容：死亡・後遺障害550万 入院7500円/日 通院5000円/日

3) その他の送迎 ※重要

- 学校や寮に関わるイベントの移動には運営法人が車を手配するが、寮生本人の判断でそれ以外の車に乗る場合もある。
 - 個人的な外出のため友人の保護者の車に乗る

- 部活の行き帰りに同部員の保護者の車に乗る など
- これらのケースについて寮の運営法人としては責任を負いかねる。万が一の場合、その運転者の方が入っている保険の適用になる。

1 3 帰省・外泊等

1) 保護者の許可

- 閉寮期間外に帰省および外泊する場合は保護者と相談のうえ許可を得ること。
- 決まり次第「家庭×ハウスマスター」のグループLINEで下記の内容を報告すること。
 - 行先
 - 同行者
 - 寮出発日時
 - 帰寮日時
 - 送迎の有無
 - 欠食の有無
- 前日20:00までに報告すること。

1 4 閉寮期間

1) 閉寮期間

- 閉寮期間は各年度の学校年間行事計画に基づき、6月末までに定める。
 - 夏季閉寮期間：8月13日から8月16日を含む10日間程度
 - 冬季閉寮期間：12月29日から1月3日を含む5日間程度

2) 立ち入り規制

- 閉寮期間中は帰省等をする事とし、寮内に立ち入らないこと。

3) 報告

- 閉寮期間の2週間前までに「家庭×ハウスマスター」グループLINEに下記項目を申告すること。

- 寮出発日時
- 帰寮日時
- 送迎の有無
- 欠食予定

1 5 各種連絡方法

1) 連絡先

- ハウスマスター携帯電話
 - 電話番号：080-8807-7113
 - メール：agamachi.hm@gmail.com
 - 対応可能時間
 - (1) 6:00～21:00とする
 - (2) シフトに入っているハウスマスターが対応する
- NPO法人かわみなと事務所固定電話
 - 電話番号：0254-92-5460
 - 対応可能時間
 - (1) 6:00～21:00（ハウスマスターまたは寮スタッフが対応）
 - (2) 21:00～翌日6:00（宿直が対応）
- 上記につながらない場合及び閉寮時の緊急連絡先
 - 電話番号：090-3272-3710（寮長）

2) 寮生とハウスマスターの連絡

- LINE
 - 原則、ハウスマスターのLINEアカウントを通じて連絡する。
 - シフトで業務に入っているハウスマスターが対応する。
- 電話
 - 上記LINEでの連絡を基本とし、電話での連絡は緊急時に限る。

3) 保護者とハウスマスターの連絡方法

- 各保護者＋ハウスマスター＋寮生のグループLINE
 - 寮生の遅刻や欠席、帰省、外泊、体調変化などの連絡、共有等を行うために使用する。
- メール

- 保護者面談の日程調整や寮則の変更があった場合など、公的なやりとりに使用する。
- 電話
 - 緊急の場合や、直接伝えたいことがある場合に使用する。

4) 寮生が加入するグループLINE

- 各家庭＋ハウスマスター＋寮生
 - 三者で情報共有するため使用する。
 - 学校の出欠や、病院受診について、帰省や外泊、寮生のイベント参加など諸連絡に使用する。
- 全寮生＋ハウスマスター
 - 寮生全員へ周知するため使用する。
 - 送迎申請や寮内の諸連絡、日々の写真共有など目的別に3つ参加する。
- 各学年寮生＋ハウスマスター
 - 各学年にのみ関わる諸連絡に使用。
- 女子寮生＋ハウスマスター
 - 女子フロアに関する諸連絡に使用。
- 男子寮生＋ハウスマスター
 - 男子フロアに関する諸連絡に使用。
- 臨時
 - イベントなどの参加者にのみ関わる諸連絡に使用
 - 黎明学舎スタッフや地域の方など、外部の方が参加する可能性もある。

1 6 保護者の方をお願いしたいこと

1) 定期面談

- 時期
 - 学期末テスト時
- 面談方法
 - 保護者とハウスマスターの二者での面談
 - 基本的にzoomを使用して行う
 - (1) 希望すれば対面で行うことも可能

- 面談内容
 - 寮生の様子
 - (1) 心身の健康状態
 - (2) 食生活
 - (3) 友人関係
 - (4) 休日の過ごし方
 - (5) 今興味を持っていること
 - (6) 頑張っていること
 - (7) 今悩んでいること など
 - 寮からの連絡事項
 - 保護者の皆様から伺いたいこと
 - (1) 親子間で話していること
 - (2) 長期休暇の帰省予定について など

2) 随時面談

- 寮生に関して心配事や相談事があるときに実施
- 保護者とのLINE電話での話や、zoomでの話をお願いする場合がある

3) 保護者会

- 時期
 - 6月の体育祭後
 - 10月の文化祭後
 - ※参加は希望制
- 場所
 - 緑泉寮または風舟
- 内容
 - 対面で保護者会を実施する
 - 保護者と寮スタッフとの交流の場とする

1 7 体調不良時の対応

1) 体調確認及び情報共有

- 検温等を実施し、体調については原則本人から保護者へ報告し、遅刻欠席などは家庭で相談する。

- 状況により、朝・晩の2回ハウスマスターから「家庭×ハウスマスター」グループLINEで様子を報告する。
- 寮生は寮内で過ごす場合は、居室にて安静を保ち、必要により居室での食事も許可する。
- 通常の食事が難しい場合は、寮で用意するスポーツドリンクやゼリー状飲料、うどんなど食べられそうなもので栄養を摂る。
- 感染症の症状が見られる場合は、個室への移動を検討するほか、健康管理マニュアルに従い対応を図る。

2) 医療機関の受診について

- 医療機関の受診については原則本人と保護者で相談し、判断する。
- 医療機関を受診する際の持参物や移動手段については下記を参照する。
 - 保険証(マイナンバーカード)
 - 子ども医療費受給者証
 - お薬手帳
 - (1) なお、これら書類は寮生本人が管理するか、事務室の金庫に預けることもできる。
 - 原則として町内の病院を寮スタッフの送迎により受診する。
 - 阿賀町外の病院については、日常生活に支障があると判断される場合のみ、寮スタッフの送迎により受診する。
 - 耳鼻科、眼科、皮膚科等の定期的な診察及び再診については、阿賀町内までの送迎とする。
 - 医療機関受診後は、原則本人から保護者に電話またはLINEで連絡する。
 - 受診料および処方される薬代は阿賀町の制度により無償。
 - (1) こども医療費受給者証を持参しなかった場合、県外で受診した場合は支払いを行い、受診日から6か月以内に町に医療費返還の申請をする。
 - (2) 阿賀町役場ホームページ「子ども医療費助成について」参照

1 8 寮費減免申請・退寮

1) 在寮とは

- 下記どちらかに該当する場合
 - 本人が寮にいること
 - 荷物があること

2) 退寮

- 卒業に伴う退学の場合
 - 申請の流れ
 - ハウスマスターから保護者に退寮届をデータで送付する。
 - 退寮届をハウスマスターへ郵送、手渡しまたはメールで提出する。
 - (a) 退寮日は3月31日とする。
 - (b) 2月28日までに提出すること。
 - 卒業式前後の在寮について
 - 卒業式予行の前日から卒業式当日までの間は無償で在寮可能とする。
- 卒業以外で退学する場合や転学の場合
 - 学校への退学願または転学願を提出後に退寮届を寮に提出
 - 申請の流れ
 - 保護者からハウスマスターに退寮する旨を申告する。
 - ハウスマスターから保護者に退寮届をデータで送付する。
 - 退寮届をハウスマスターへ郵送、手渡しまたはメールで提出する。
 - (a) 退寮を希望する日の30日前までに申請すること。
 - (b) 例：10月1日で退寮する場合は、9月1日までに申請すること。

3) 寮費の減免申請

15日以上寮を使用しない場合、寮費の減免申請をすることができる。

- 条件
 - 傷病等による長期入院、特別な理由による長期帰省がある場合
 - 3年時2月に帰省する場合
 - 根拠：高校の授業がないため。
 - 荷物があっても、本人がいなければ申請可能とする。
 - 3年時3月に帰省する場合
 - 根拠：卒業し、在寮していないため。
- 申請の流れ
 - 保護者からハウスマスターに減免申請する旨を申告する。
 - ハウスマスターから保護者に減免申請書をデータで送付する。
 - 申請書をハウスマスターへ郵送、手渡しまたはメールで提出する。
 - 減免を希望する月の前月末までに申請すること。
 - 例：10月分を減免する場合は、9月30日までに申請すること。

1 9 ワクチン接種

1) インフルエンザワクチン

- 接種は12月頃から始まる。
- 町の助成により高校生は1100円で接種できる。(令和5年度時点)
- 寮生本人と保護者で相談し、接種する場合は予約する。
- 接種会場は原則阿賀町内とし、予約日時をハウスマスターに申告し、ハウスマスターまたは寮スタッフの送迎で接種する。

2) その他ワクチンについて

- 接種については、寮生本人と保護者で判断して予約まで行う。
- 接種会場は原則阿賀町内とし、予約日時をハウスマスターに申告し、ハウスマスターまたは寮スタッフの送迎で接種する。

20 その他

1) 緊急時の連絡の流れ(怪我・病気等)

- 添付資料②1-3にて対応を図る。

2) 緊急時の連絡の流れ(災害時)

- 添付資料③にて対応を図る。

寮生の原動機付自転車利用のルール

1) 法令・校則等の遵守に関して

- 法令及び校則・寮則を守って使用すること。
- 登下校での使用は禁ずる。
- 交通ルール違反、校則違反を起こした場合、学校の判断に従う。
- 交通事故を起こした場合、すみやかに警察、学校、ハウスマスターに連絡すること。
 - 事故時の対応について を参照

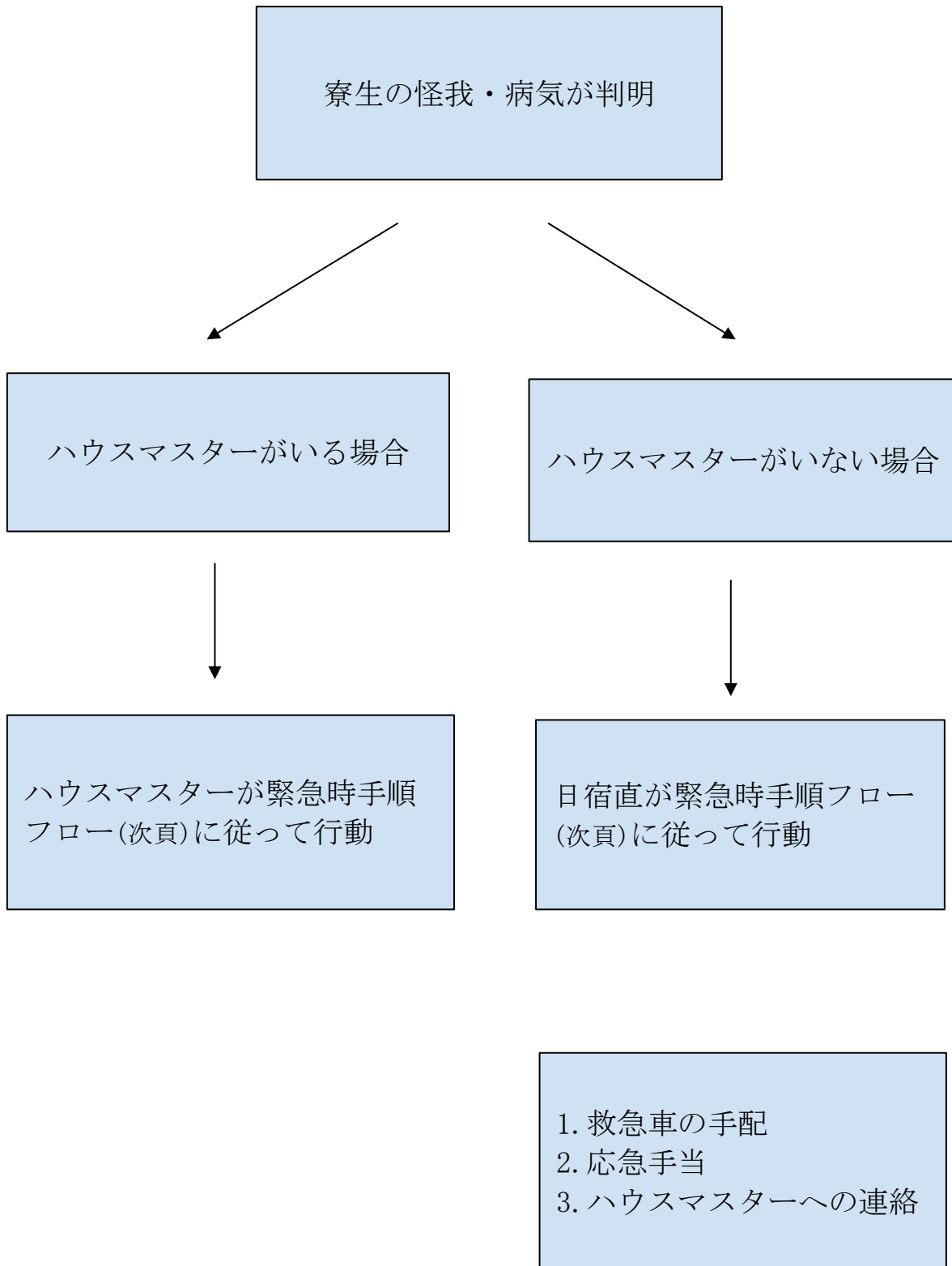
2) 置き場所に関して

- 既定の場所に駐車すること。

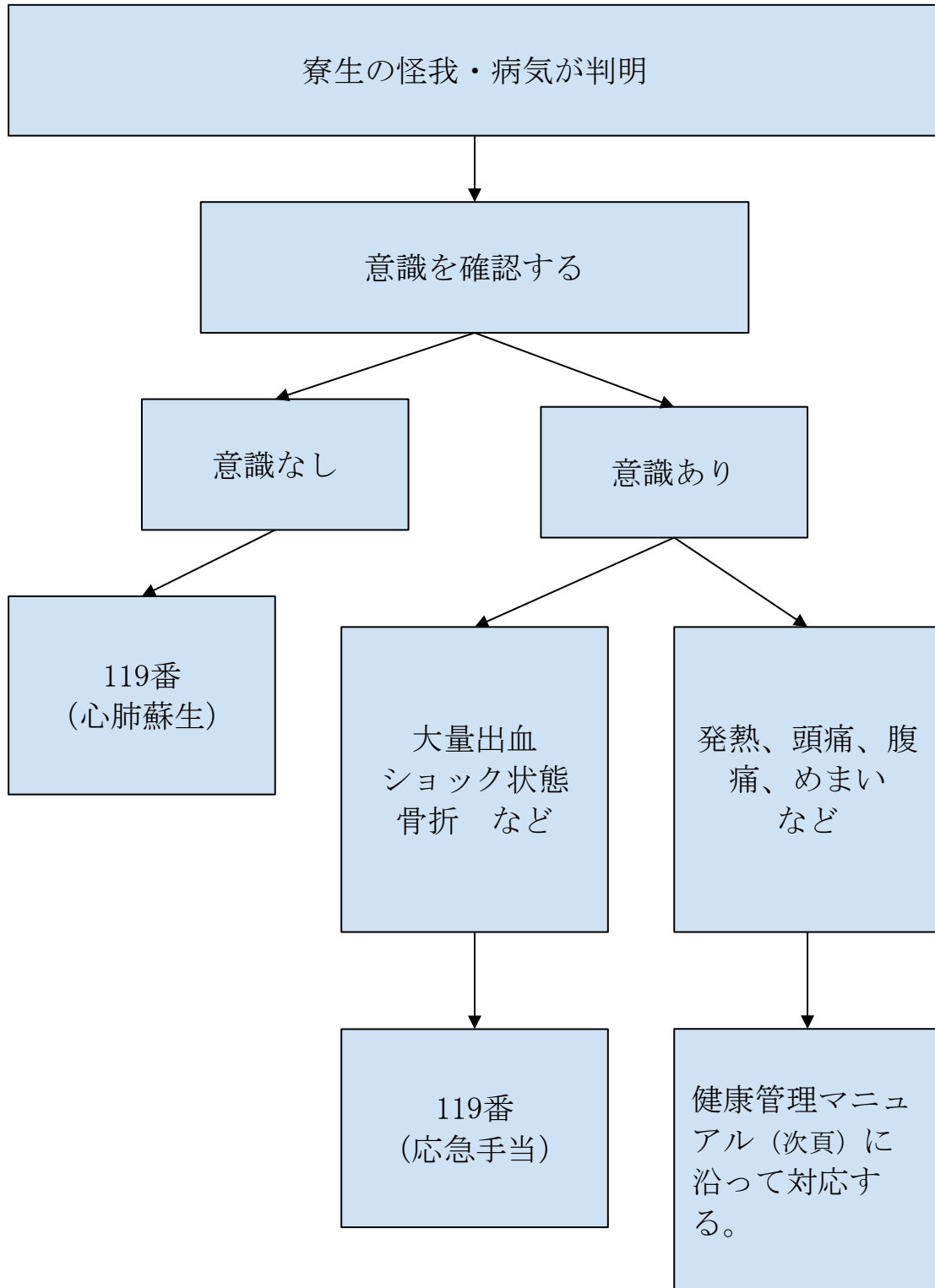
3) 事故時の対応について

- 車両を路肩など交通の邪魔にならない所に移動させ、停車する。
 - 後続車の追突防止など、危険防止措置を行う
 - ケガ人がいる場合は救護を行い、必要があれば救急通報する
 - 警察へ連絡する
 - 保護者へ連絡する（保険会社への連絡は保護者が行う）
 - ハウスマスターへ連絡する
 - すべての対応が終了次第、原則本人から保護者へ連絡する
- ※事故発生の責任(保険等)について、寮では一切責任を負いかねます。

緊急時対応フロー【怪我・病気】



緊急時手順フロー【怪我・病気】



※（ ）内の事柄に関しては可能であれば行う。

添付資料②-3

健康管理マニュアル

1) 普段の健康観察について

- 寮生
 - 規則正しい生活に努め、心身の健康維持又は増進を図り、不調を感じる際にはハウスマスターに速やかに報告すること。
- ハウスマスター
 - 生活態度等から寮生の心身の健康を見守り、不調が見られた場合、速やかに保護者と情報共有のもと対応を図ること。
 - 感染症や急病以外の理由により、心身の不調が3日以上続く場合は、対応方法の見直しを検証し、常に改善に努めること。
 - 緊急の場合は対応を優先し、保護者には事後報告とする場合がある。
- 新潟県の感染症流行警報発令時等において、外泊または県外移動等、感染リスクが高まる活動があった場合は検温等体調確認を強化し、寮内での感染拡大防止に努める。

2) 体調不良の基準

- 37.5℃以上の発熱がある。
 - 個人差があるため、平熱+1℃の差異がある場合
※寮生は自身の平熱を把握すること。
- 頭痛、のどの痛み、咳、鼻水、悪寒、下痢、嘔吐、関節痛などのかぜ症状がある。
- 息苦しさ、だるさなど、普段と異なる症状がある。

3) 体調不良者の対応

- 寮長又はハウスマスターは、寮生及び保護者と対応を協議し、承諾の上、以下の対応を行う。

- 寮生及び保護者から要望があった場合医療機関に連絡し、その指示に従う。
 - 体調不良者の個室対応等、他の寮生と接触しないよう隔離を図る。
 - 状況によっては教育委員会および高校へ連絡する。
 - 寮生が学校を休む場合は「生活の手引き 7（2）」に準じて対応する。
 - 上記（1）～（5）について、ハウスマスターが行う場合、寮長に報告の上、対応することとする。
 - 但し、緊急の場合、事後報告も可とする。
- 当該寮生の状況について、朝と晩2回、保護者に報告する。

4) 医療機関受診により、公益財団法人日本学校保健会『学校感染症と出席停止』に認められる発症者と判断された場合

- 寮長又はハウスマスターは、下記の対応を図る
- 保護者、教育委員会、法人スタッフに連絡する。
 - 基本的には1人部屋で隔離。但し、発症者の人数や症状、空き部屋の状況等により2人部屋での対応を図る。
 - 食事は部屋食とする。
 - トイレ1か所・洗面台1台・洗濯機1台・シャワー室を発症者専用とする。
 - 発症者専用の区域は、ハウスマスターが適宜消毒する。
 - 寮内共用部、公共の場への外出は控えさせ、温泉利用は停止する。やむを得ず居室から出る場合はマスクの着用を促す。
 - 隔離の解除は学校の登校許可日に従う。

5) 発症者がいる場合の寮内における対応

- 寮長又はハウスマスターは、下記の対応を図る。
- 全保護者および寮生に寮内での感染症発症者の発生を報告する。
 - 手洗いうがいや手指の消毒、室内の換気を普段以上に徹底するよう促す。

6) 上記4)に該当しない体調不良の場合

- 寮長又はハウスマスターは、下記の対応を図る。
 - 該当生徒の保護者に連絡する。
 - 発熱または嘔吐が認められた場合、基本的には1人部屋で隔離。但し、発症者の人数や症状、空き部屋の状況等により2人部屋での対応を図る。
 - 食事は部屋食。トイレ1か所・洗面台1台・洗濯機1台・シャワー室を発症者専用とする。
 - 寮内共用部、公共の場への外出は控えさせ、温泉利用は停止する。やむを得ず居室から出る場合はマスクの着用を促す。
 - 隔離の解除は発熱または嘔吐の症状が消失次第行う。

7) ハウスマスター業務時間外の対応について（21:00～5:30間に発症した場合）

- 緊急でない場合
 - 本人または保護者が事務室の宿直(0254-92-5460)に電話
 - 宿直が寮スタッフまたはハウスマスターへ電話
 - 寮スタッフまたはハウスマスターが寮に来る
 - ハウスマスターが家庭グループLINEへ連絡・相談
 - 県立津川病院に連絡する。受診は病院の指示を仰ぐ。
 - 救急搬送または寮関係者の送迎で受診。
- 緊急の場合
 - 本人または保護者が事務所に電話
 - 宿直が病院へ連絡
 - 宿直が当日の寮スタッフの連絡網に沿って電話をかける。
※場合によってはハウスマスターが宿泊する。

8) ハウスマスターの宿泊対応について

- ハウスマスターは、次の場合、寮に宿泊する旨を寮生・保護者に相談する。
宿泊する場合は体調不良寮生の経過観察を行う。
 - 寮生の体温が37.5℃以上の発熱の場合。

- 寮生の体温が平熱より+1℃の差異がある場合。
- 発熱の有無にかかわらず、嘔吐等の症状がみられる場合。
- 女子寮生には女性ハウスマスターが対応する。

緊急時対応フロー【災害】

1) 地震

- ハウスマスター勤務時間帯の場合
 - ガスの元栓が締まっているか確認する
 - 廊下の窓を開ける
 - 寮生の誘導と点呼を行う
 - (1) 寮生：二次災害を防ぐため、靴を履き正面玄関から外に出る
 - (2) 寮生：玄関下駐車場に集合、点呼後に温泉駐車場に避難
 - (3) 寮生：揺れが収まるまで温泉の駐車場にいる
 - 傷病者がいた場合は「体調不良の場合」マニュアルに即して行動
 - 落ち着き次第、保護者に状況を連絡
 - 落ち着き次第、教育委員会・阿賀黎明高校に報告
- ハウスマスター勤務時間外／不在の場合
 - 日宿直がa) i)～iv)の業務を行う
 - 寮運営スタッフ・ハウスマスターに連絡
 - 寮運営スタッフ・ハウスマスターがa) v) vi)を行う

2) 火事

- ハウスマスター勤務時間帯の場合
 - 火事の発生（出火元の確認）
 - 出火元が厨房でない場合、ガスの元栓を締める
 - 窓をできる限り閉める
 - 寮生の誘導と点呼を行う
 - (1) 寮生：出火元から遠い出口から避難
 - (a) 正面玄関・温泉通路など
 - (2) 寮生：温泉駐車場に避難

- 消防に連絡
- 傷病者がいた場合は「体調不良の場合」マニュアルに即して行動
- 落ち着き次第、保護者に状況を連絡
- 落ち着き次第、教育委員会・阿賀黎明高校に報告
- ハウスマスター勤務時間外／不在の場合
 - 日宿直がa) i)～iv)の業務を行う
 - 寮運営スタッフ・ハウスマスターに連絡
 - 寮運営スタッフ・ハウスマスターがa) v) vi)を行う

3) 大雨・水害

- 寮の食堂で待機
- 傷病者がいた場合は「体調不良の場合」マニュアルに即して行動
- 落ち着き次第、保護者に状況を連絡
- 落ち着き次第、教育委員会・阿賀黎明高校に報告

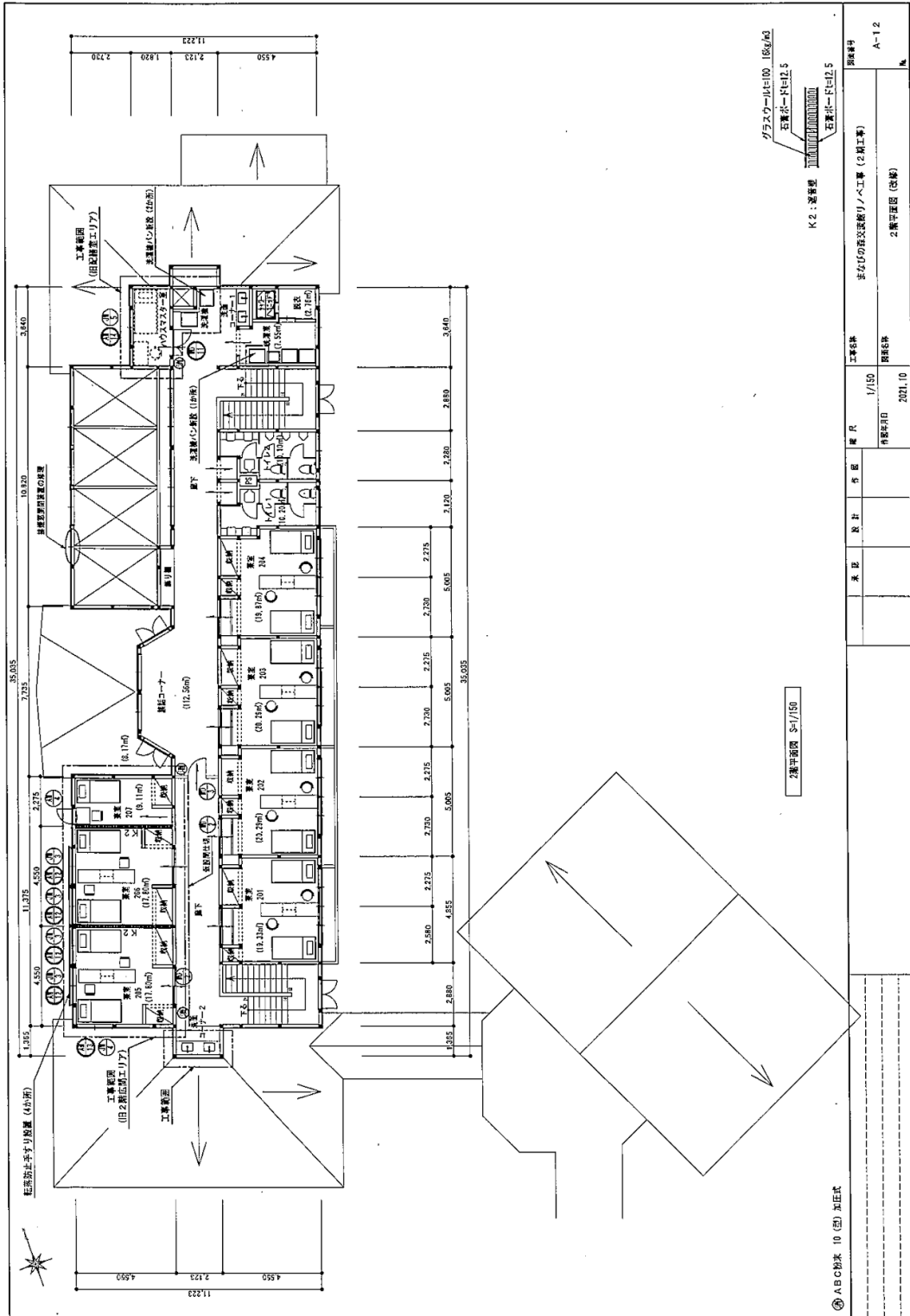
4) 避難訓練

- 1年に2回、火災・地震をそれぞれ想定して避難訓練を行う。
- 部屋替えをするたび、避難経路の確認を行う。

災害時物資（非常食） 在庫表			
【食材料】	【入り数】	【保存期間】	【個数】
おにぎり	3袋×3種	5年	3
即席みそ汁	15食	5年間	2
缶詰フルーツ	10缶	3年間	2
パスタ	15食	5年間	2
パン	21食	5年間	1
コンソメスープ	21食	5年間	1
カレー	10食	5年間	2
レトルトごはん	5食	5年間	4

野菜ジュース	20本	3年	1
ビスコ	6パック×5缶	5年	1
カロリーメイト	20個	3年	1
水	1.8L×6本×2箱	10年	2
購入日：2025年1月28日			

緑泉寮平面図 (2階)



平成4年竣工

住所：〒959-4409 新潟県東蒲原郡阿賀町京ノ瀬4851

まなびの森交流館 緑泉寮

TEL：080-8807-7113（ハウスマスター用携帯）

0254-92-5460（寮内事務所 固定電話）

090-2103-4851（かわみなと代表電話）

mail：agamachi.hm@gmail.com（ハウスマスター用メール）